

◇ マイナポータル連携の対応予定

Q : マイナポータル連携の対象が増えるそうですが、どうなりますか？

A : 次のようになる予定です。

【解説】

先ごろ、国税庁から「マイナポータル連携対応予定のお知らせ」が公表されました。

それによりますと、令和8年1月から、マイナポータル連携の対象に、以下の4調書が追加される予定になっているとのことです。

- ・生命保険契約等の一時金の支払調書
- ・生命保険契約等の年金の支払調書
- ・損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- ・損害保険契約等の年金の支払調書

マイナポータル連携とは、年末調整や所得税確定申告の手続を、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力することができる機能です。

マイナポータル連携には、次のようなものが対象になっています。

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座年間取引報告書
- ・医療費
- ・ふるさと納税(ふるさと納税以外の寄附金も令和8年1月から対象になる予定)
- ・社会保険
- ・生命保険
- ・地震保険
- ・iDeCo(個人型確定拠出年金)
- ・小規模企業共済掛金
- ・住宅ローン控除関係

